

企業担当者のための

外国人労働者

就 労 ビ ザ

在留資格取得ガイド



Climb

ビザ申請・帰化申請 NAVI 東京

行政書士法人 Climb

日本で、外国人が働く為にはその活動内容に応じた在留資格を取得する必要があります（例：外国人が日本の学校に通う為には在留資格「留学」）。在留資格とは、普段私たちがビザ（査証）と呼んでいるものですが、正確に言うとビザとは別物です。ビザとはその外国人が日本に入国しても問題が無いことを、現地の日本大使館若しくは領事館が証明しただけのもので、実際に外国人が日本へ入国した際に上陸審査をするのは在留資格を取り扱う入国管理局です。

ここでは 28 種類（次ページ在留資格一覧／参照）ある在留資格のうち、外国人が就労する為の在留資格で特に需要が多い在留資格「技術・人文知識・国際業務」について記載致します。

外国人が日本で働くためには…



ビザ（在留資格）が必要



在留資格を得るためには
入国管理局の審査が必要



在留資格には
様々な種類が存在する

正しい理解と
正確な手続きを
行いましょう



外国人を雇用する際の注意点

外国人の在留資格取得にはさまざまな問題点、注意点があります。経営者や人事担当者の方々が外国人を雇用する際、最も気をつけなければならないことは、その外国人の雇用が法律に違反していないかどうかの判断です。実際に外国人を雇用している企業の方々に雇用状況を詳しく聞いてみると、在留資格に該当しない仕事※を任せているケースが非常に多く見られます。外国人雇用についての知識が足りないことから知らないうちに入管法違反となってしまうのです。※在留資格に該当する仕事については後程記載します。



ご注意下さい！

雇用した企業側は…

不法就労助長罪
3年以下の懲役 300万円以下の罰金

外国人労働者側は…

出入国管理及び難民認定法違反
出国命令、退去強制（強制送還）

在留資格によっては雇用するだけで犯罪になってしまうことも

外国人が日本で違法に働くことを不法就労と言います。典型的な例としてはエンジニア等のオフィスワークの職業を代表とする在留資格「技術・人文知識・国際業務」で滞在している外国人が飲食店で調理を担当したり、工場等で単純作業しているケースです。また、そもそも在留資格を持っていないケース、在留期限が切れているケース、就労が認められていない在留資格で働いてしまうケースも不法就労となってしまいます。

このような外国人が就労してしまうと不法就労で出国命令や退去強制となってしまうこともあります。一方、雇用主側に課される処罰としては不法就労助長罪というものがあります。外国人に不法就労活動をさせたり、不法就労活動を手助けした場合には3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科させられてしまう可能性があります。しかもこれは刑罰ですので企業自体にも前科がつく可能性があるということです。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識 国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、 語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

外国人が就労する為の在留資格で特に需要が多い在留資格。次ページにて詳細を解説。

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で 出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※1) 平成29年9月1日施行 ※2) 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。
法務省 在留資格一覧表より（平成30年7月現在）

在留資格

「技術・人文知識・国際業務」について

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）によると、「技術・人文知識・国際業務」で日本において行うことができる活動内容は以下のとおりです。

“

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動

”

出入国管理及び難民認定法 別表第一の二 規定より

具体的には？

大学等を卒業しているか、これから働こうとしている職種の経験年数が一定期間以上ある外国人が、例として技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師などの入管法に定められた範囲内の活動をするにあたって在留資格が認められます。

その他、許可される可能性が高い活動としては研究・開発・システムエンジニア・プログラマー・商品企画・スーパーバイザー・経理・法務・マーケティング・広報・設計・マネジメント・人事・営業・経営企画・生産管理・品質管理等が挙げられますが、業種・業態・事業規模等によっても許可の取りやすさに違いが出ることもあります。



「技術・人文知識・国際業務」

基本的な必要書類

Required documents

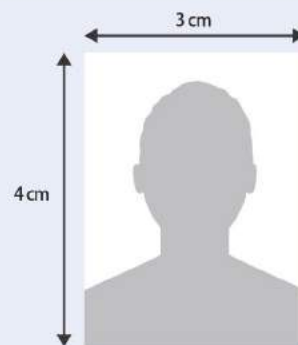
- 写真（縦4 cm×横3 cm） 1 葉
※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの

- ★ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
（受付印のあるものの写し・電子申告の場合はメール詳細）

- 労働契約書 1 通
- 大学若しくは専門学校の卒業証明書（学士・専門士以上のもの）又は在職証明書
- 登記事項証明書
- ★ 直近の年度の決算文書の写し 1 通
- 事業内容を明らかにする資料（会社案内や会社概要等）1 通

新規事業の場合は★の代わりに

- 事業計画書 1 通
- 給与支払い事務所等の開設届出書の写し 1 通
- 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の写し 1 通



上記の書類は「留学」等の在留資格を「技術・人文知識・国際業務」に変更する在留資格変更許可申請時に最低限必要になる書類です。業種・業態・事業規模・職種等によって必要書類が異なる場合、追加で必要になる場合があります。

■企業情報

会社名	ビザ申請・帰化申請 NAVI 東京 行政書士法人 Climb (旧行政書士クライアントパートナーズ法律事務所)
本店所在地	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1 丁目 17-16 スタープラザ高田馬場 8F
神田支店	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1 丁目 18-6 第一谷ビル 401
電話	03-5937-6960
FAX	03-5937-6961
E-Mail	info@gh-climb.jp
営業時間	9 時～ 19 時
定休日	土日祝日
代表者	森山 敬 北島 正一
顧問弁護士	北・長谷見法律事務所
顧問社労士	渋谷社会保険労務士事務所
会計士・税理士	北島正一公認会計士・税理士事務所
設立	2011 年 5 月

■代表者紹介



代表 森山 敬

ビザ申請・帰化申請 NAVI 東京
[運営：行政書士法人 Climb]

略歴

1982 年 5 月 10 日生まれ
1995 年 フランクフルト日本人国際学校卒業
1998 年 熊谷市立三尻中学校卒業
2001 年 東京成徳大学深谷高等学校卒業
2005 年 尚美学園大学総合政策学部
総合政策学科卒業

エンジニア・SV・人事経験を経た後、
2011 年 5 月に行政書士登録

資格等

行政書士 第 11080978 号
法務省入国管理局申請取次者

■お問い合わせ



ビザ申請・帰化申請 NAVI 東京
[運営：行政書士法人 Climb]

〒169-0075
東京都新宿区高田馬場 1 丁目 17-16
スタープラザ高田馬場 8F

☎ 03-5937-6960

✉ info@gh-climb.jp

お気軽にお問い合わせ下さい